

令和2（2020）年1月版

東京都幼保連携型認定こども園 整備・運営指針

令和2（2020）年1月

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

本指針は「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）、「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）及び「東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目」（以下「実施細目」という。）に規定する建物設備及び職員配置の基準等について解説するものです。

《 目 次 》

第1 建物及び設備の基準

- 1 基本的な考え方 …… 3
- 2 園舎及び園庭
 - 一 園舎の階数及び保育室等の設置階 …… 5
 - 二 園庭の設置及び面積 …… 11
 - 三 保育室等の基準設備 …… 14
 - 四 避難路 …… 20
 - 五 耐震性能に関する要件 …… 23

第2 職員の配置・運営の基準

- 1 定義
 - 一 常勤職員・常勤以外の職員 …… 24
 - 二 保育教諭 …… 25
- 2 直接従事職員配置基準
 - 一 基準職員数の算出 …… 27
- 3 他の職員
 - 一 園長 ……32
 - 二 調理員 …… 34
- 4 食事の提供 …… 35
- 5 非常災害対策 …… 37

第1 建物及び設備の基準

1 基本的な考え方

(1) 安全対策

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健全な生活の基本としていることから、幼保連携型認定こども園の整備及び運営に当たっては、園児の健康の保持及び安全の確保に努めなければならない。

園児の安全の確保を図るには、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えることが必要となる。

(2) 施設整備に当たっての留意点

幼保連携型認定こども園の施設整備に当たっては、園児の安全を確保するため、次の点に留意すること。

(一) 保育室等の設置階

園庭を使った教育環境を確保する教育的視点及び災害発生時の屋外避難の必要性を踏まえ、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）の設置階は、条例上原則一階としている。

規則においては、保育室を二階以上に設置する場合の設備要件等を規定しているが、条例の趣旨を踏まえ、やむを得ず保育室等を一階に設置できない場合においても、より低層階への設置に努めること。

(二) 指つめ防止策

園児の安全を確保するため、保育室の出入口、園児用トイレ、ベビーゲートなど、園児が通常出入する戸、扉等、必要に応じ指つめ防止を施すこと。園児が出入りする場所については、園児の手が届く高さの範囲について、対応が必要であること。

（考え方）通常園児が出入りする場所以外の保育室内の棚の扉や事務室の入り口等については注意喚起し、運用の状況にあわせた対応を促すにとどめる。

(三) 不審者の侵入防止策・園児の飛び出し等防止策

不審者の侵入を防止するため、幼保連携型認定こども園の出入口は施錠を行うこと。施設に入る際に顔等人物を確認できるようにすること。

出入口はモニタ、オートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って園児が幼保連携型認定こども園の外に出ることのないよう安全が確保された設備・構造とすること。

例えば、敷地境界部分に門扉を、幼保連携型認定こども園建物出入口（メインエントランス）に扉を設け、モニタ、オートロックを門扉にのみ設置し、開園時間中、建物出入口を開放した場合、外部から建物内へ不審者が侵入する恐れがあり、不審者侵入防止策としては不十分である。そのため、出入口（メインエントランス）の扉には、モニタ、オートロックの設置を基本とすること。

フェンスは園児の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。

(四) 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策

地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室、園児用トイレ、玄関など、園児が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを

含む。)、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じられていること。ガラスは使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮すること。

棚やロッカー等の備品について、転倒防止策を講じること。

棚上のもの等については落下防止策を施すこと。

吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。

(五) ガラスへの衝突防止

ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置することなどにより、衝突の防止を図ること。

また、無色透明なガラスについてはシールを貼ることなどにより、ガラスが認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。

(六) 建具などの面取り

保育室等、園児用トイレ、玄関など、園児が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、園児が怪我をしないよう面取り等を施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。

(考え方) 額縁など、1、2 cm 程度の出っ張りには必ずしも面取りを求めない。ただし、突起物を含め、注意喚起を行う。必要な範囲は園児の背の高さまで。

(七) 感電防止

コンセントについては園児の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、園児の安全性を確保すること。

カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮すること。

(八) 転落防止策

保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ等の園児が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため柵等を設けること。（または窓の開閉を児童が行なえないようにする等の設備を設けること。）階段については、児童が1人で昇降しないよう降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意すること。

転落防止用の柵等については、園児が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120 cm 以上、幅は内法8 cm 以下を基本とするなど、園児の安全を確保すること。

また、窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないこと。

(九) 侵入防止策

園児が通常出入りしない、事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、園児が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図ること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、園児の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じること。

(十) 階段等の安全対策

階段には園児も安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、園児の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

(十一) 覗き見防止策

人権への配慮、防犯等の観点から、外部から屋内が容易に覗けないよう対応を図ること。

保育室には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付する等により対策を講じること。

2 園舎及び園庭

一 園舎の階数及び保育室等の設置階

[条例]

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

[施行規則]

(設備の基準)

第五条 条例第七条第三項に規定する規則で定める基準は、保育室等を二階に設ける場合にあつては園舎が第一号、第二号及び第六号に、条例第七条第二項の規定により園舎を三階建て以上とし、保育室等を三階以上に設ける場合にあつては園舎が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を一以上設けていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連

		絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 幼保連携型認定こども園の調理室（次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備を設けていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施していること。

2 前項の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の

園児の保育の用に供するものでなければならない。

(1) 趣旨

施設設備等の基準について主に防災上の観点から規定したものである。

(2) 解説

施設の構造及び設備は、建築基準法等の建築関係諸規定に適合する必要があるとともに、条例等により、建築基準法に加えて一層の安全性が求められることに留意すること。

(一) 園舎を三階建以上とすることができる場合

園舎は二階建以下が原則であるが、傾斜地など地形の特殊性や土地利用の現況、その他の地域の実情により園舎を三階建以上とすることを可とする。

地域の実情には、土地や建物の事情から、保育室を三階以上に設置する場合も含むものである。

また、園舎が三階以上の建物となる場合については、前述「1 基本的考え方(2)(一)」のとおり、教育環境の確保及び災害発生時の避難の必要性を踏まえ、保育室等は低層階への配置に努めること。

(二) 保育室等の設置

ア 保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。

なお、認定こども園の建物等については、条例、施行規則及び要綱等に基づく認可基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、条例第22条及び施行規則第10条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。

イ 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その認定こども園の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用される。

ウ 施行規則第5条で規定される設備の基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて(平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」(以下「国通知」という。)第2の基準を満たしていること。

エ 東京都への手続きにあたっては、以下を行うこと。

a 検査済証、用途変更の確認済証等の建築基準法等の建築関係諸規定に適合していること分かる書類を提出すること。

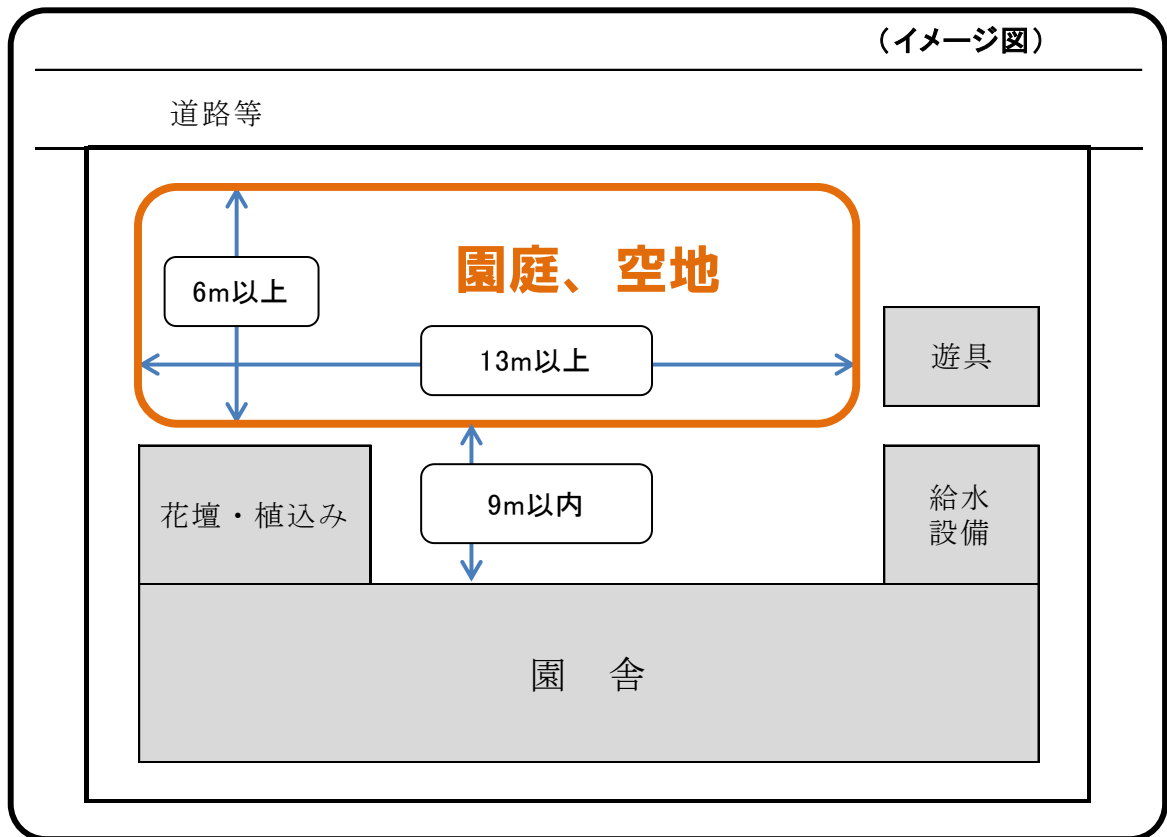
b 保育室等を2階以上に設置する場合は、保育室等の基準を満たすことを確認するため、一級建築士による施行規則第5条を満たすことの証明書を提出すること。

c 保育室等を3階以上に設置する場合は、次の手続き等を行うこと。

(a) 設置者又は防火管理者になる予定の者は、認可申請前に消防機関に相談を行い、消防設備及び消防計画の内容が、消防法その他関係法令に適合することを確認すること。

(b) 施行規則第5条第1項第4号にある調理室を区画する特定防火設備は、遮煙性能を有すること(建築基準法施行令第112条第14項第2号の要件を満たすこと)。

(c) 園舎は緊急自動車が入り得る園庭、空地等の空間に面すること。当該空間は、幅6メートル以上、長さ13メートル以上の広さがあるとともに、当該空間と園舎の水平距離が9メートル以内となることが望ましい。



オ 施行規則5条第1項第4号にある調理室を区画する特定防火設備は、遮煙性能を有すること（建築基準法施行令第112条14項2号の要件を満たすこと）。

(三) 保育室等を四階以上に設置する場合

保育室等を四階以上に設置する場合においては、国通知別添の内容に留意した施設整備を行うこと。

[国通知 別添「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」抜粋]

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。

② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の

蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。

- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

ア 外部からの救助を待つことができるスペース（以下「待避スペース」という。）について（国通知別添1①関係）

（ア）待避スペースの要件

a 避難階段前の付室・区画された部屋

建築基準法施行令第123条第3項第1号、2号、3号、4号、6号及び10号に規定する特別避難階段の付室の構造基準を満たすこと。なお、避難用設備として特別避難階段を整備する場合は、同設備の付室を待避スペースと兼ねることができる。

区画された部屋は、施行規則第5条第1項第2号の表中「四階以上」欄に掲げる設備（以下「避難階段等」という。）に隣接するなど避難上有効な位置に設けられること。

（参考）建築基準法施行令第123条第3項

- 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- 二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分（第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
- 八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- 九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
- 十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
- 十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十二 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一(イ)欄(一)項又は(四)項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

○ 保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペース

建築基準法施行令第123条第3項に規定する特別避難階段のバルコニー又は次の要件を満たす屋外のスペースを指す。

- ・ 保育室等がある階の上下一階の範囲内に配置されていること。
- ・ 地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられること。
- ・ 屋内からの出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- ・ 油その他引火性のものを置かないこと。
- ・ 待避スペースの周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- ・ 警報設備が当該スペースまで通ずるものとし、当該スペースから非常を知らせる設備を設けること。

(イ) 待避スペースの面積

待避スペースの面積は、4階以上に設置される保育室等の面積（※）の1/8以上の広さがあること。

※ 当該階に設置される保育室等を利用する園児数に、施行規則第7条に規定する園児一人につき必要な面積（0～1歳3.3㎡、2歳以上1.98㎡）を乗じた面積をいう。

（考え方）待避スペースを複数箇所設置する場合は、合算の面積が保育室等の1/8以上であること。

イ 待避スペースを設ける場合の自衛消防活動について

災害時の避難行動の基本は自衛消防活動にあることから、待避スペースを設ける場合においても、屋外避難を想定した訓練を実施する必要があることに留意すること。（避難訓練については、第2、5「非常災害対策」を参照のこと）

二 園庭の設置及び面積

[条例]

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

[施行規則]

(園舎及び園庭の面積)

第六条 条例第七条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面積
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）

(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(1) 趣旨

園庭の基準について規定したものである。

(2) 解説

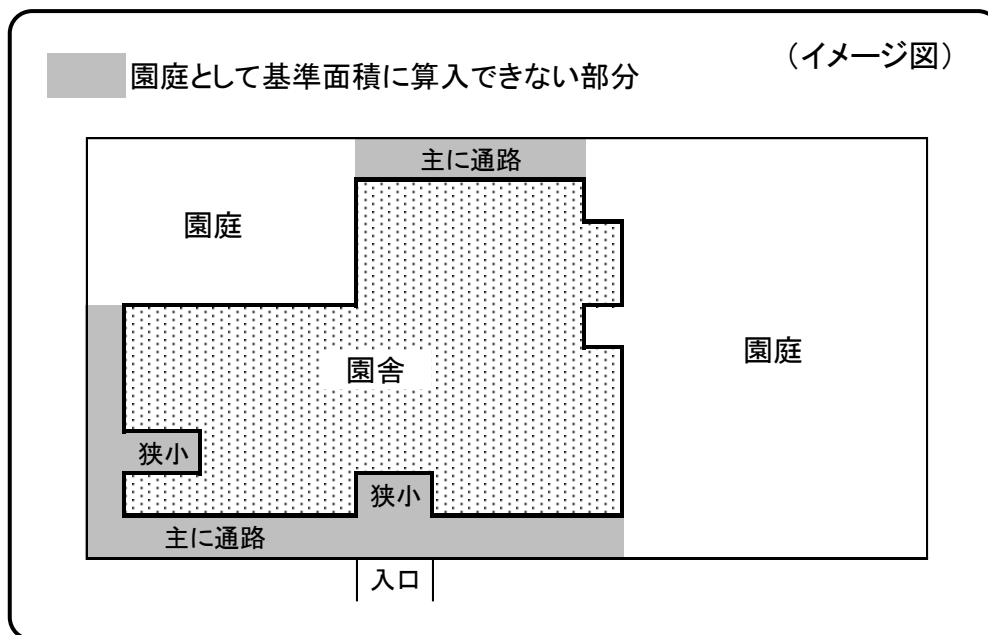
幼保連携型認定こども園は、園庭を備えることが必須となっており、その位置については、子供が主体的に利用できる身近な環境を確保するため、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則としている。

園庭及び園舎の配置計画に際しては、園庭における戸外活動が円滑に図られるよう、保育室等ができる限り園庭に近接し、利用しやすい動線になるよう留意すること。

(一) 園庭の基準面積の考え方

規則における園庭の基準面積は、園児が集団で遊びや運動を展開することができる連続性及び一体性のある空間を指す。

そのため、敷地内の狭小な空地や、主に通路として使用される部分等は園庭の基準面積に算入できないことに留意すること。



(二) 屋上の取扱いについて

屋上を園庭として使用する場合には安全性を確保するため、園児の転落防止や遊具の落下防止等に万全を期すほか、「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について」(平成29年3月31日府子本第224号、28文科初第1838号、雇児発0331号17号。以下「運用通知」という。)

3(4)の基準を満たす必要がある。

なお、バルコニー、テラス等を及び屋上を屋外遊技場とする場合と同様の取扱いとする。

[運用通知 3]

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点进行参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること

④ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備等の設置等）に留意すること

⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意思で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

（三）園庭の基準面積の移行特例

平成27年3月31日までに設置している幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、次のとおり園庭の面積及び代替地の取扱いについて移行特例が認められる。

ア 園庭の基準面積の移行特例

施行規則附則5及び6に園庭の面積基準の特例が下表のとおり定められている。

移行施設	面積基準						
幼稚園	イとロの合算した面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 1) \times 30\text{m}^2]$</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 3) \times 80\text{m}^2]$</td> </tr> </tbody> </table> ロ $3.3\text{m}^2 \times$ 満2歳の園児数	学級数	面積	二学級以下	$330\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 1) \times 30\text{m}^2]$	三学級以上	$400\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 3) \times 80\text{m}^2]$
学級数	面積						
二学級以下	$330\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 1) \times 30\text{m}^2]$						
三学級以上	$400\text{m}^2 + [(\text{学級数} - 3) \times 80\text{m}^2]$						
保育所	$3.3\text{m}^2 \times$ 満2歳以上の園児数						

イ 代替地が認められる場合

園児が安全に移動かつ利用できる場所で次に掲げる要件を満たす場合は、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、代替地の面積算入を認めることができる。

- ・ 幼保連携型認定こども園から徒歩で概ね5分以内の距離であること。
- ・ 水飲み場とトイレが設置されていること。ただし、隣接する公共施設等に園児が支障なく利用できる水飲み場とトイレが整備されている場合はこの限りでない。

三 保育室等の基準設備

[条例]

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

[施行規則]

(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積)

第七条 条例第八条第五項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 乳児室又はほふく室の面積 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 二 保育室又は遊戯室の面積 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

(1) 趣旨

園舎に備えるべき設備と乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積に関する基準について規定したものである。

(2) 解説

(一) 職員室

職員室は、職員が教育・保育の諸計画を立案し、それに伴う資料等を準備し、あるいは事務処理をするための室で、管理部分の中心となる施設である。その整備にあたっては、次の点に留意すること。

ア 職員室の配置

職員室は、園内各所への移動に便利で緊急時にも速やかに対応できる位置であるとともに、園庭及び玄関部分などの見通しがよく、外部からの来訪者が訪問しやすい位置に計画することが望ましい。

イ 職員室の面積、形状等

必要な家具、事務機器、放送設備等を適切に配置できる面積、形状とすること。

また、打合せ等を行う空間や教材等を保管するスペースを確保するとともに、休憩・休息の

ための湯沸し、流し等の設備を確保することが望ましい。

(二) 保育室等

ア 保育室と遊戯室を兼用することができる特別な事情

教育課程や教育方法から保育室と遊戯室を一体として活用する場合は、保育室と遊戯室を兼用とすることができる。

イ 保育室等の面積及び区画

(ア) 基準面積の考え方

規則に定める基準面積は有効に乳幼児が活動することの可能な面積を指す。

そのため、建具や固定式家具等を配置する箇所は基準面積に含めないが、一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては基準面積に含めることができる。具体的には当該物の使用の形態や頻度等に応じて個別に判断することとなる。

a 基準面積に含めることができるもの（例）

- ・ 食事の際に使用する机、椅子
- ・ 遊びの時間に使用する遊具
- ・ 吊り戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの
- ・ 乳児室等に設置されているベビーベッド

b 基準面積に含めることができないもの（例）

- ・ ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
- ・ ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの

(イ) 区画

室内での遊び・活動を基本とする0歳児及び1歳児はほふくスペースを確保することなどを目的として、2歳以上児とは基準面積が異なるものであり、少なくとも0歳、1歳、2歳以上の保育スペースについては明確に区別できるものとする。

特に、0歳児室については安全性にも配慮し、他の園児と別の部屋にすることが望ましい。やむをえず別の部屋にできない場合も、他の園児が立ち入れないよう物理的に区画すること。

また、3歳以上の学級については、学級に応じて保育室を区画すること。

部屋を設けずに柵等により保育室等を区画する場合は、柵等の倒壊、転倒がないよう十分配慮し、安全性を確保すること。

[最低限必要な区画]

年齢	乳児室又はほふく室		保育室又は遊戯室			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
区画	0歳児室	1歳児室	2歳児室	学級に応じて区画		

(考え方) 0歳は完全に区画し他の園児が立ち入れないようにする。1歳児についても物理的な区画は必要。区画の材料について

は特に指定しない。施設の判断であるが、結果的に倒壊や転倒により事故が起きた場合には責任を問われるため安全性には十分留意すること。

※ 保育室の床面積の特例措置について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）第3条第2項により、法律附則第2項が改正され、主務大臣が指定する地域については、令和5年3月31日までの間、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例措置が設けられた。

（平成30年9月28日付府子本第904号、30文科初第866号、子発0928第1号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の改正等について」1（2））

これに伴い、都においても施行規則附則により、平成31（2019）年4月1日より、令和5（2023）年3月31日までの間、年度内の急な保育需要に対応するため、保育室の床面積に特例措置を設けている。

【施行規則】

12 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）第三条の規定による主務大臣が指定する地域における第七条第一号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同号中「あること」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中で満二歳未満の園児の年齢別定員の合計を超えて入園させる場合は、満二歳未満の園児一人につき二、五メートル以上とすることができる」と読み替えるものとする。

（注1）主務大臣が指定する地域は、令和2年1月1日現在、下記の地域。

中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、日野市、国立市、西東京市

（注2）指定地域において本取扱を行う場合については、保育支援課認定こども園担当に情報提供すること。

<留意事項> 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の改正等について」（平成30年9月28日付府子本第904号、30文科初第866号、子発0928第1号。）1（2）④中「留意事項」と同様の取扱いとする。

※※参考 上記通知中の表記

「<改正の概要>③（ii）の基準を満たす市区町村については、同ハの市区町村が保育の受け皿整備を行っている土地確保のための措置等を公表していることを確認する必要があることから、保育所に係る特例の運用（別添5参照）にならって、幼保連携型認定こども園に係る特例の適用を受けようとする前年の7月1日までの都道府県からの申請を求めた上で、新たな地域として指定

することとする。

保育所に係る特例の適用を希望する旨の申請を厚生労働省に行った都道府県については、特段の申し出をしない限り、幼保連携型認定こども園に係る特例の適用も希望するものとする。

保育所に係る特例の適用は希望せず、幼保連携型認定こども園に係る特例のみの適用を希望する都道府県は、別添6の下記3と同様の申請を内閣府を行うこと。」

(三) 保健室

ア 保健室と職員室を兼用することができる特別な事情

養護教諭を配置していない場合で、体調不良の園児の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合や、建物の構造や面積から独立の保健室を設けることができない場合に保健室と職員室を兼用とすることができる。

イ 保健室の面積等

保健室は、健康診断、応急措置、休養のための家具、機器を配置できる面積を確保することが望ましい。

また、保健室には医薬品等を備えること。特に体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品は最低限備えるとともに、医薬品等を安全に保管できる什器を備えること。

なお、保健室を職員室と兼用する場合においても、前述の家具、機器類の配置に必要なスペースを確保し、そのスペース近くに安静を阻害するようなOA機器等を配置しないようにするとともに、保健室として活用する部分にカーテンをつけるなどにより、静養できる環境を確保すること。

(四) 調理室

食中毒の予防は最も注意を払うべき安全管理の一つであり、新規設置だけでなく、改修を行う場合にも、調理室や調乳スペースの設備構造や運用について所管の保健所に必ず相談するとともにその指示に従うこと。

調理室は、安全衛生の観点から出入口や窓など開放可能な設備の開閉は最小限にするとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置し、昆虫や鼠族の侵入を防ぐこと。感染管理の面から、調理員専用のトイレが設けられていることが望ましい。

調理室は、安全衛生の観点に加え、音や臭いにも配慮し、園児の安全性を確保するため、保育室と明確に区画し、密閉できる構造となっている必要がある。

具体的には、調理室の構造及び設備は、食品製造業等取締条例に定める給食施設の施設基準を満たすこと。

また、食品製造業等取締条例第二条に定める給食供給業者の要件に該当する場合は、同条例第五条の六の規定に基づき保健所へ届出を行うこと。

なお、乳児の保育を行う施設は、調乳室を設置することが望ましい。

保育室内に調乳スペース（室）を設ける場合は、安全性に十分配慮するとともに、衛生面について保健所の指導を受けること。特に、園児が立ち入る可能性のある場所に設置された調乳スペースについては、ポット等の転倒や落下防止に万全を期する必要がある。

保育室内に調乳スペース（室）を設けない場合は、調理室において調乳を行うこと。この場合、調理員による調乳を基本とし、保育士が調乳のために保育室を離れることによって園児の安全が損なわれることのないよう注意すること。

なお、調理室に立入ることが可能なのは、基本的に、調理員としての健康チェックが適切になされている職員のみであることに注意すること。

(参考) 社会福祉施設における衛生管理について

(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)

(参考) 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について

(平成9年6月30日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)

(参考) 社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について

(平成9年8月8日社援施第117号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・厚生省社会・援護局施設人材課・厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課・厚生省児童家庭局企画課長連名通知)

(参考) 児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について

(平成13年8月1日雇児総第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

(参考) 児童福祉施設等における衛生管理等について

(平成16年1月20日雇児発第0120001号・障発第0120005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

(五) その他の設備

ア 便所

一人一人の排泄の感覚や発達段階等に応じた対応が行えるよう、保育室等が設置されたフロアごとに、当該フロアで教育・保育を予定している園児の年齢構成や定員に合った設備を整えること。

便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ園児が安全に使用できるものであること。

イ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(ア) 飲料水用設備

飲料水用設備は、幼児の生活習慣の指導を行えるよう、保育室内に設けることが望ましい。保育室内に設けることが難しい場合には、できる限り保育室に近接して設けること。

(イ) 手洗用設備

衛生面の配慮から、保育室用の手洗設備と便所用の手洗設備は別に設ける必要がある。

園児用手洗いで給湯可能なものについては熱傷に十分注意するとともに、あらかじめ、熱湯が出ないように設定すること。また、熱傷等の危険のある排水パイプは園児に触れない仕様にする。

なお、保育室用の手洗設備は、幼児の生活習慣の指導を行えるよう、保育室内に設けることが望ましい。保育室内に設けることが難しい場合には、できる限り保育室に近接

して設けること。

(ウ) 足洗用設備

洗浄前後の動線の設定に十分留意して、昇降口その他の主要な出入口に近接した位置に計画すること。

ウ 汚物流し

衛生面への配慮から、原則として汚物流しを設置すること。

園児が立ち入る可能性がある場所に汚物流しを設置する場合には、園児が外したりずらしたりすることができない仕様の蓋を設けることなどにより、感染防止及び事故防止を図ること。

(考え方) 汚物流しは安全衛生の面から必要であり、汚物を流すための設備を他設備と共用することは不可である。また、園児が単独で出入りする可能性がある場所や低い位置に設置されている場合は蓋の設置が必要である。

エ 沐浴設備

乳児の保育を行う施設は、原則として沐浴設備を設けること。

乳児を受け入れる場合、沐浴設備は衛生面、安全面から本来は必要不可欠である。ただし、園児の発達段階に応じて幼児用のシャワーブースとの兼用も可能とする。

(考え方) 乳児の保育を行う認可保育所については「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」(平成10年4月9日発第305号厚生省児童家庭局長通知)により沐浴室の設置を求めており、同様に幼保連携型認定こども園でも設置が求められる。

四 避難路

[実施細目]

4 建物、設備の基準

(2) 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(1) 趣旨

非常時において安全に避難するための基準について規定したものである。

(2) 解説

幼保連携型認定こども園は、非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないように、2方向の避難経路を確保すること。

非常口は、幼保連携型認定こども園の出入り口を指すものである。

非常口は建物全体を幼保連携型認定こども園が専用する場合にあっては、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）の各室及び当該建物に2か所以上の出入り口が設置されている必要があり、複合ビル的一部分を幼保連携型認定こども園として使用する場合にあっては、各保育室等、幼保連携型認定こども園部分及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要がある。

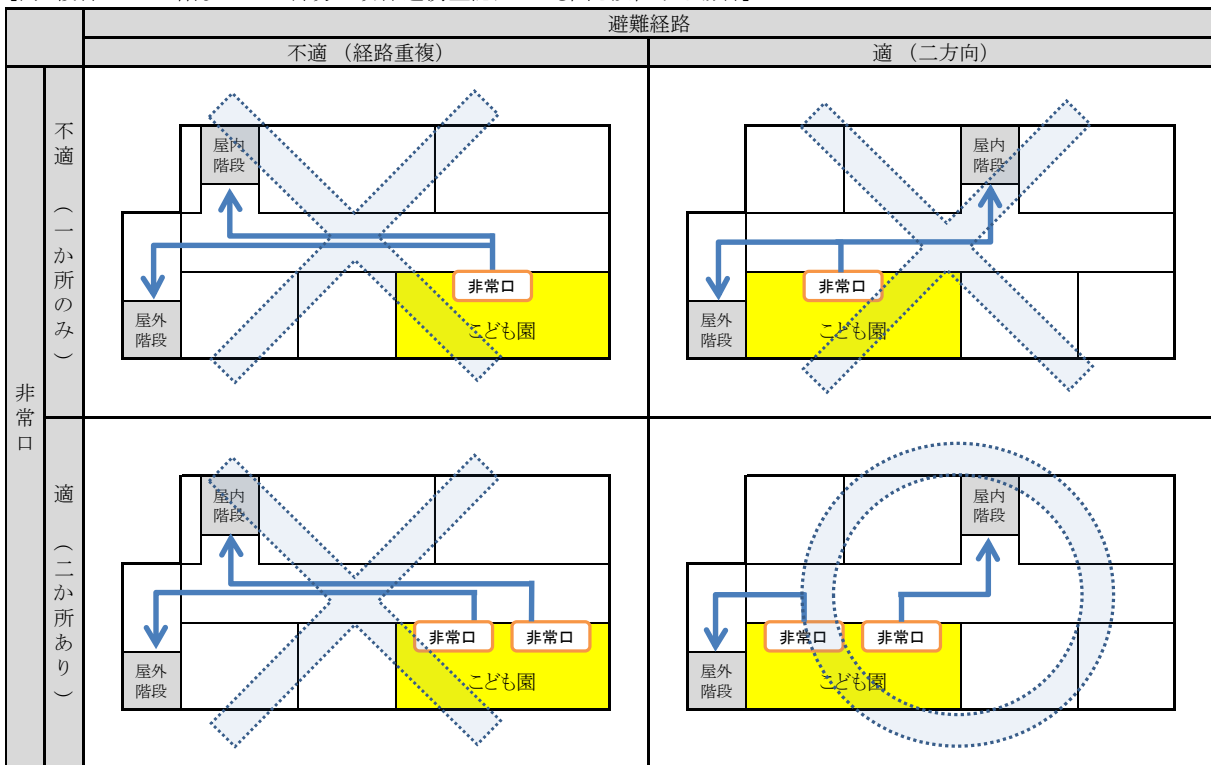
避難経路は、各保育室等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。なお、経路の重複は不可とする。

「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10m以上離れていること。

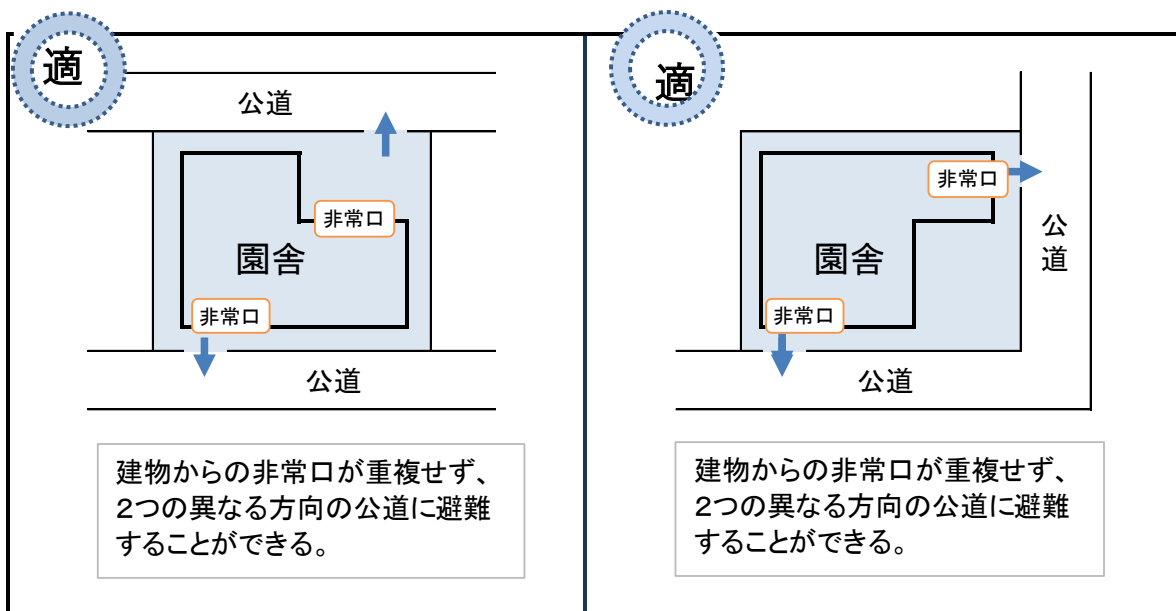
また、避難路は幅1.5メートル以上を確保することが望ましい。

※ 公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難路とする場合は、園児「が避難路として使用することについて、当該私道等の所有者との覚書等の取り交わしが必要である。（私道等が当該保育所敷地の所有者である場合は不要。）

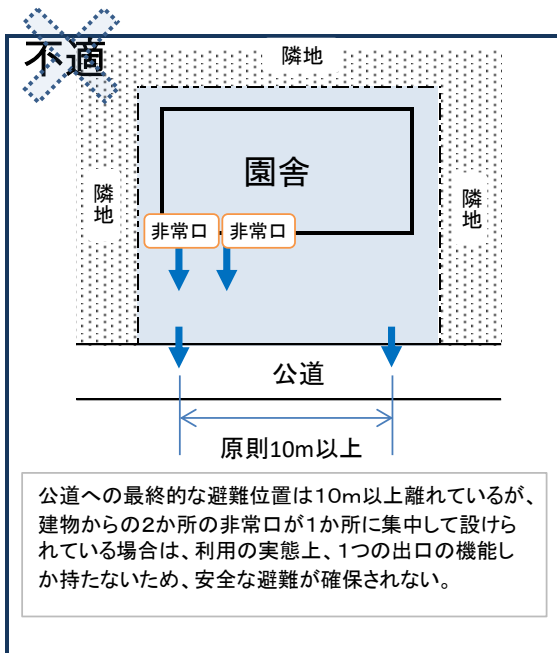
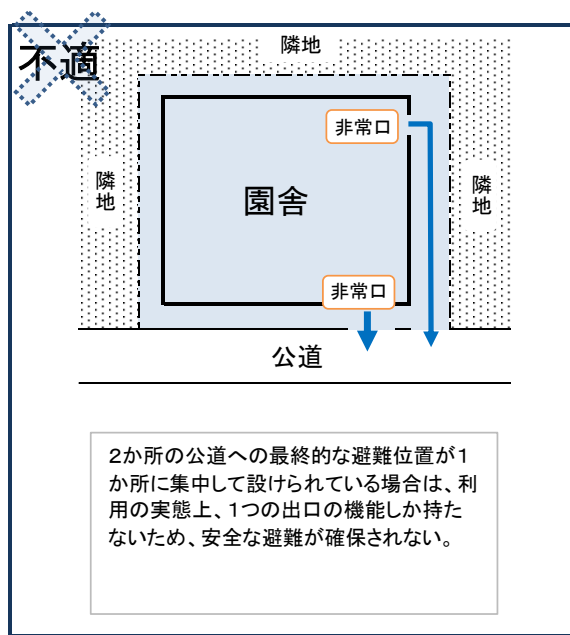
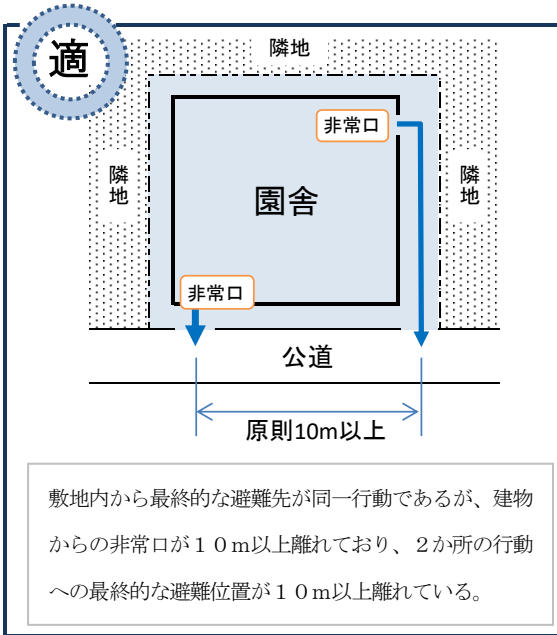
[例 複合ビルの2階以上の一部分に幼保連携型認定こども園を設置する場合]



【例】2つの公道に接道している場合



【例】1つの公道にのみ接道している場合



五 耐震性能に関する要件

[実施細目]

4 建物、設備の基準

(4) 幼保連携型認定こども園を設置する場合は次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値が0.7以上かつ、 q 値が1.0以上若しくは $C_t u S_d$ 値0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物

(1) 趣旨

施設の基準について防災上の観点から規定したものである。

(2) 解説

東京都では、これまでも、都独自の耐震化補助制度等により、施設の耐震化を促進してきたところである。また、東日本大震災以降、特に地震への備えに対する関心が高まっており、都民の安全、安心の要求に応じていく必要がある。そこで、新たに整備する場合は耐震性能を備えていることを要件とすることとした。

イに該当する場合の「当該事実を客観的に証明できる書類」は、指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士（当該建物が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条の規定に該当する場合を除く。）、登録住宅性能評価機関、地方公共団体のいずれかが、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を行った上で発行する証明書を指す。

第2 職員の配置・運営の基準

1 定義

一 常勤職員・常勤以外の職員

[実施細目]

5 職員

(2) 保育教諭は、園児を長時間にわたって教育・保育できる常勤の保育教諭（各幼保連携型認定こども園の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の2号により明示された就業の場所が当該幼保連携型認定こども園であり、かつ従事すべき業務が教育・保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該幼保連携型認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下「常勤保育教諭」という。）をもって確保することを基本とする。ただし、幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育・保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、規則第4条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育教諭。以下同じ。）及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。

なお、この適用に当たっては、教育・保育要領による園児の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

ア 常勤保育教諭が各組や各グループ1人以上（乳児を含む組やグループに係る（1）により算出された保育教諭の定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。

イ 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(1) 趣旨

幼保連携型認定こども園において園児の直接処遇にあたる職員は、常勤職員であることが前提となっており、実施細目5（2）の規定により、常勤職員を定義したものである。

(2) 解説

(一) 常勤職員

常勤職員は事業主と直接労働契約を締結している必要があることから、派遣職員は実施細目で定める常勤職員には該当しない。

就業規則・雇用契約等において、非常勤職員やパート職員等とされている場合は、実施細目で定める常勤職員には該当しない。

また、就業規則・雇用契約等で定める勤務時間、勤務日数が、実施細目に規定する勤務時間、勤務日数を下回る場合は就業規則・雇用契約等において常勤職員とされていても、常勤職員には該当しない。

なお、ここで定める勤務とは一つの施設において行われるものであって、例えば、法人が常勤職員として雇用している者でも、必要に応じて複数の施設に勤務する場合や、あらかじめ複数の施設を勤務先として指定されている場合は常勤職員とみなさない。

二 保育教諭

[認定こども園法]

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

[認定こども園法]

附則

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

[施行規則]

附則

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して十年間は、第四条第二号に規定する職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第五条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

- 一 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。
- 二 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた職員とする。
- 三 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

(1) 趣旨

保育教諭の定義を規定したものである。

(2) 解説

保育教諭は、園児の教育及び保育を担う職員である。

保育教諭は、いわゆる任用資格であり、幼稚園教諭免許を有し、かつ、保育士登録を受けている者を保育教諭として任用することになる（以下、任用資格が有るものを「資格併有者」という）。

ただし、法附則第5条において、法施行後10年間（以下「特例期間」という。）は、資格併有者でなくても、幼稚園免許を有する者が保育士登録を受けた者であれば、保育教諭になれるとしている。

都においては、特例期間中においても、幼保連携型認定こども園の業務の性質に鑑み、次の資格要件を課している。

(一) 学級担任

学級担任を担う職員は、幼稚園教諭免許を有する者であることを求めている。そのため、保育士登録は受けているが幼稚園教諭免許を有しない者は、学級担任を担うことができないことに留意すること。

(二) 満三歳以上の園児の保育を担う職員

教育時間以外に満三歳以上の園児の保育を担う職員は、その時間帯に必要な保育教諭数の六割以上（小数点以下切捨て）が保育士登録を受けた者であることを求めている。この場合、残りの四割の職員が無資格であることを認めるものではなく、幼稚園免許を有する者又は保育士登録を受けている者であることが必要であることに留意すること。

(三) 満三歳未満の園児の保育を担う職員

満三歳未満の園児の保育を担う職員は、保育士登録を受けた者であることを求めている。そのため、幼稚園免許しか有しない者は、満三歳未満の園児の保育を担うことができないことに留意すること。

なお、運用通知2（2）に基づき、特例期間中において、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士登録を受けた者とみなすことができる。

2 直接従事職員配置基準

一 基準職員数の算出

[条例]

(職員の配置の基準)

第六条 幼保連携型認定こども園の職員の配置は、規則で定める基準を満たさなければならない。

[施行規則]

(職員の配置の基準)

第四条 条例第六条第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この号において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 二 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員 数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、直接従事職員の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

附 則

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第四条第二号前段の規定により必要となる直接従事職員の数が一人となる場合には、当分の間、同号の規定により置かなければならない直接従事職員のうち一人は、同号の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 9 第四条第二号の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じた直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて第四条第二号の規定により置かなければならない直接従事職員の数（以下この項において「規定職員数」という。）を超える場合における同号の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じた直接従事職員の総数から、規定職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前二項の規定により第四条第二号の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、常時同号の規定により置かなければならない直接従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

[実施細目] 5 職員

- (1) 必要な保育教諭の数は、規則第4条第2号に規定する園児の年齢別に、園児数を同条に規定する保育教諭の員数の基準となる園児数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。
- (3) 規則附則第8項及び第10項に規定する知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のアからウまでに掲げるものとする。
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項及び第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。

なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者

（4）規則附則第9項を適用する場合、原則として小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とすること。

（5）規則附則第10項は、8時間を超えて開所する日において、利用定員に応じて置かなければならない園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）の数を超過して雇用した直接従事職員のうち、（3）に掲げるものを、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。

（6）規則附則第8項及び第10項に規定する知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに規則附則第9項に規定する小学校教諭等免許状所持者は、当該幼保連携型認定こども園の施設長及び設置者代表者が、当該職員の直接従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。

（7）過去3年以内に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第20条に基づく改善の勧告又は改善の命令を受けた幼保連携型認定こども園は、規則附則第8項から第10項までに掲げる特例を適用することができない。

（8）規則附則第9項及び第10項を適用する事業者は、小学校教諭等免許状所持者及び知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努めること。また、規則附則第8項、第9項及び第10項の適用を受ける者であって、保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。

（9）留意すべき事項

ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育教諭が生じることのないよう留意すること。

ウ 認定こども園法第24条に基づき、保育教諭の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

[平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」]
別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））

II 基本部分

1. 基本分単価 (⑤)

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

(ア) 保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下、「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第 5 条第 3 項の表備考第 4 号に規定する園長が専任でない場合に 1 名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師を配置すること

i 年齢別配置基準

4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児及び満 3 歳児 20 人につき 1 人、1、2 歳児（保育認定子どもに限る。）6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人

（注 1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。（なお、副園長・教頭については、免許を有していない場合を含む。）

（注 2）ここでいう「4 歳以上児」、「3 歳児」、「1、2 歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満 3 歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が 2 歳で、年度途中に満 3 歳に達して入園した者
- ・ 2 歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満 3 歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

（注 3）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

$$\begin{aligned} & \{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} \\ & + \{1、2 \text{ 歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} \\ & + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

ii その他

- a 保育認定子どもに係る利用定員が 90 人以下の施設については 1 人
- b 教育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については 1 人（注 1）
- c 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を 2 人（うち 1 人は非常勤講師等でも可とする）（注 2）
- d 上記 i 及び ii の a、b の保育教諭等 1 人当たり、研修代替保育教諭等として年間 2 日

分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。）（注3）

（注1）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

（注2）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

（注3）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（1）趣旨

配置すべき職員数の基準を規定したものである。

（2）解説

施行規則第4条2号の規定する園児の年齢に応じた職員の配置基準（以下「年齢別配置基準」という。）は、認可及び運営上の配置基準である。

そのため、認可時に、認可定員に対して年齢別配置基準により算出した数以上の直接従事職員を確保することが必要であるとともに、日々の運営においては、現に登園している園児数に対して年齢別配置基準により算出した数以上の直接従事職員が配置されている必要がある。

そのため、利用園児数が少ない日時においても、開園時間中は常時二人以上の直接従事職員を配置しなければならない。

また、教育時間において年齢別配置基準上算出した直接従事職員数が学級数を下回る場合は、当該学級数に相当する直接従事職員を配置することが必要であることに留意すること
配置基準の算定式で表すと次のとおりとなる。

$$(0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ 【※】}) + \{(1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) \times 1/6 \text{ 【※】}\} + (3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ 【※】}) + (4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ 【※】}) = \text{合計【小数点以下 四捨五入】}$$

※ 小数点2位以下切捨て

また、子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付対象施設となるためには、公定価格に係る通知（平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」。以下「留意事項通知」という。）の基準も遵守する必要がある。

3 他の職員

一 園長

[法施行規則]

(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職

二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職

三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職

- 九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- 十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- 十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- 十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十四 家庭的保育事業等における事務職員の職
- 十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- 十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

(1) 趣旨

園長の要件を定めたものである。

(2) 解説

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、園長は、教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）を有し、かつ、保育士登録を受けた者で、5年以上の教育職又は児童福祉事業等の経験を有することを要件としている。

二 調理員

<p>[条例] (職員の配置の基準) 第六条 2 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十九条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>[実施細目] 6 衛生管理等 (3) 入園している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。</p>
<p>[平成27年3月31日付府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」] 別紙3 (認定こども園 (教育標準時間認定1号)) II 基本部分 1. 基本分単価 (⑤) (2) 基本分単価に含まれる職員構成 (イ) その他 ii 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)</p>

(1) 趣旨

調理員の配置に関して規定したものである。

(2) 解説

調理業務の全部を委託又は外部搬入する場合を除き、調理員を配置する必要がある。

調理又は調乳を行う職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則に定めるところに従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

また、子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付対象施設となるためには、留意事項通知の基準も遵守する必要がある。

4 食事の提供

[条例]

(食事)

第十九条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第二十五条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事を当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

[施行規則]

(調理設備の基準の特例)

第九条 条例第十九条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園児に対し食事を提供する責任を有する当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、特別区もしくは市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 幼保連携型認定こども園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(1) 趣旨

食事の提供に関して規定したものである。

(2) 解説

幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、保育を必要とする子供（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は3号に該当する子供）に対しては原則自園調理の方法により提供すること。

また、上記以外の子供（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子供）に対する食事の提供の可否は、各園の判断に委ねられる。

なお、運用通知4（2）においては、一定の場合は保育を必要とする子供に対して、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができることされているが、同取扱いは、保護者の希望がある場合に認められる対応であることに留意すること。また、例えば毎月弁当持参日を設定するなど、反復性や継続性のある取扱いは認められない。

[運用通知 4（2）食事の提供について 抜粋]

保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理でなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。

5 非常災害対策

[条例]

(非常災害対策)

第二十二條 幼保連携型認定こども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

[施行規則]

(避難訓練及び消火訓練の実施)

第十條 条例第二十二條第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

(1) 趣旨

非常災害対策に関して規定したものである。

(2) 解説

幼保連携型認定こども園では、避難訓練及び消火訓練を月一回以上実施する必要がある。訓練は次の点を踏まえて実施すること。

- ・ 実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、保育教諭の数や保育室等の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。
- ・ 避難訓練は、避難先を屋外（地上）とする訓練を基本とすること。
- ・ 保育室等を4階以上に設置し、施設内に待避スペースを設置する場合は、同スペースへの待避を想定した避難訓練を実施すること。
- ・ 前述の待避スペースへの待避を想定した避難訓練など、様々な訓練を実施する場合においても、全園児が屋外（地上）へ避難する訓練を年2回以上実施すること。

なお、国通知において「保育室等を高層階に設置するにあたっての検討事項」として、災害への備え及び避難訓練のあり方が示されているが、保育室等の設置階にかかわらず通知内容に留意した災害への備えと避難訓練を実施すること。

[国通知 別添「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」抜粋]

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各

地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

- ④ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成26年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

（2）避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。

- ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。